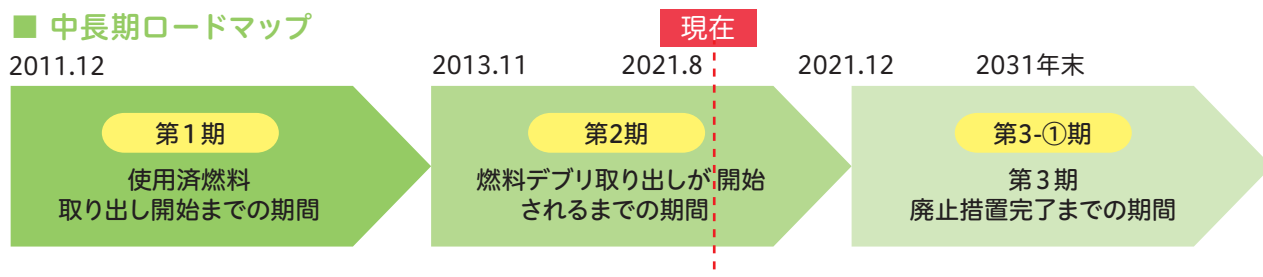


(7) 廃炉に向けた取組

① 東京電力福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組は、国が策定した工程表(中長期ロードマップ)に基づき、国と東京電力により進められています。

■ 中長期ロードマップ



■ 4つの取組と主な目標工程

取組	目標	達成時期
汚染水対策	汚染水発生量を100m ³ /日以下に抑制	2025年内
使用済燃料プールからの燃料取り出し	1～6号機全ての燃料取り出し完了	2031年内
燃料デブリの取り出し	2号機の燃料デブリ取り出し開始	2021年内
廃棄物対策	がれき等の屋外一時保管解消	2028年度内

- 今後は、使用済燃料の取り出しの本格化や最大の課題である燃料デブリの取り出しを進めていくこととなります。このため、取り出した燃料の保管や搬出、高線量の燃料デブリの取り出しに必要な技術開発や放射線防護策など多くの課題があります。
- また、ALPS処理水については、令和3(2021)年に国が示した「多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」において、トリチウムを始めとする放射性物質について、法令基準を十分下回るまで浄化・希釈し、安全性を確認しながら海洋に放出するとしています。
処理水の処分によって、これまで県民が積み重ねてきた風評払拭の努力や成果が水泡に帰すことのないよう、国が前面に立ち、「関係者に対する説明と理解」「浄化処理の確実な実施」「正確な情報発信」「万全な風評対策と将来に向けた事業者支援」「処理技術の継続的な検討」の5点に加え、「東京電力への指導・監督」など、関係省庁が一体となった万全の対策を講じる必要があります。
- 廃炉の進展によって、福島第一原子力発電所周辺地域に帰還した住民が再び避難を余儀なくされることがあってはなりません。
県は、国及び東京電力が進める廃炉に向けた取組を監視していく必要があります。

② 東京電力福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所は、令和元(2019)年9月に廃炉が決定し、令和3(2021)年4月に原子力規制委員会において「廃止措置計画」が認可されました。また、令和3(2021)年6月に県及び立地町である楡葉町、富岡町において安全確保協定に基づく廃止措置計画に係る事前了解を行い、廃炉作業が開始されました。

■ 廃止措置計画

2021.6



- 長期にわたる福島第二原子力発電所の廃炉作業は、並行して実施される福島第一原子力発電所の廃炉作業に影響がないよう計画的・円滑に進められる必要があります。
- 県は、福島第二原子力発電所の廃炉作業の安全監視を行っていく必要があります。